

宝塚市立看護専門学校細則

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 入学試験
- 第 3 章 学生生活
- 第 4 章 既修得単位の認定
- 第 5 章 成績の評価
- 第 6 章 健康管理
- 第 7 章 防災管理
- 第 8 章 会議等
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宝塚市立看護専門学校学則（平成 7 年規則第 1 8 号。以下「学則」という。）第 3 5 条の規定に基づき学校の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 学校長は、学則第 7 条第 2 項の規定により、暴風警報、大雨警報、洪水警報が同時に発令されたとき、大雪警報が発令されたとき、その他急迫の事情があると認められたときは、臨時に休業日とすることができる。

2 学校長は、休業日に学校行事を実施するときは、学則第 7 条第 2 項の規定により、休業日を変更することができる。

(授業)

第 3 条 授業は、9 時に開始し、1 6 時 1 0 分に終了する。ただし、臨地実習は、8 時 3 0 分に開始し、1 7 時に終了する。

2 授業における 1 時限当たりの講義時間は 9 0 分とし、次表のとおり割り振るものとする。

	講 義 時 間	備 考
1 時限	9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0	臨地実習時間は、原則として、 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 の間で 7 時間 3 0 分
2 時限	1 0 : 4 0 ~ 1 2 : 1 0	
3 時限	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0	
4 時限	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0	

3 学則第 1 9 条に規定する単位を修得するのに必要な時間数（以下「単位習得時間数」という。）の算定に当たっては、前項に規定する講義時間 9 0 分をもって 2 時間に相当するものとみなす。

第 2 章 入学試験

(入学試験委員会)

第4条 学則第10条第2項の規定により、入学試験及び合否の判定に関し必要な事項を決定する機関として宝塚市立看護専門学校入学試験委員会（以下「入学試験委員会」という。）を置く。

2 入学試験委員会について必要な事項は、別に規程で定める。

（一般入学試験）

第5条 一般入学試験を受験できる者は、学則第8条各号のいずれかに該当する者又は該当する見込みの者とする。

2 学校長は、宝塚市内に在住する者を対象に社会人入学試験を実施することができる。

（推薦入学試験）

第5条の2 推薦入学試験を受験できる者は、高等学校を卒業見込みの者で、高等学校長が推薦する評定平均値3.5以上のものとする。

2 推薦入学試験の募集人員は、学則第4条の定員の50パーセント以内とする。

（選考）

第6条 入学試験委員会は、学科試験及び面接試験の結果並びに高等学校の調査書等を選考資料として、合格者を選考する。

（試験結果の発表）

第7条 入学試験結果は、受験者に合否を文書で通知するとともに学校内の所定の場所に掲示する。

（学生証）

第8条 学校長は、学則第12条の規定により入学を許可され入学した者に学生証を交付する。

（保証人）

第9条 学則第11条の保証人は、独立の生計を営む成人1名とする。

2 学生は、保証人の住所若しくは氏名に変更があったとき、又は保証人を変更しようとするときは、保証人変更届により届け出るものとする。

（入学試験委員会の権限）

第9条の2 第4条から前条までに規定するもののほか、入学試験に関し必要な事項は、入学試験委員会が決定する。

第3章 学生生活

（住所等の変更）

第10条 学生は、住所又は氏名に変更があったときは、住所・氏名変更届により届け出るものとする。

（休学等の許可）

第11条 学校長は、学則第13条から第17条までに規定する許可をするときは、それぞれの許可書を交付する。

2 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

（欠席の届出）

第12条 学生が欠席しようとするときは、学校長に欠席届を提出しなければならない。

（遅刻、早退及び欠課）

第13条 講義開始後29分以内の入室は遅刻とし、講義終了前29分以内の退出は

早退とする。

- 2 講義開始後 30 分以後の入室及び講義終了 30 分以前の退出は、欠課（当該講義を受けていないことをいう。）とする。
- 3 同一の講義において、遅刻又は早退の合計回数が 3 回となったときは、欠課 1 回とする。
- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する遅刻、早退及び欠課のときは、学校長に届出をしなければならない。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する理由により、遅刻、早退又は欠課となった場合は、当該講義を受けたものとみなして、単位修得時間数を算定するものとする。ただし、履修内容が伴わないと学校長が判断したときは、学校長の指示による履修をしなければならない。

（1） 親族が死亡したとき。

ア 配偶者又は 1 親等の血族（父母、子） 5 日

イ 2 親等の血族（兄弟、姉妹、祖父母） 3 日

ウ 1 親等の姻族（配偶者の父母） 3 日

エ 3 親等の血族（伯叔父母） 1 日

（2） 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により通学することが著しく困難であると認められるとき。

（3） 入学試験及び就職試験を受験するとき。

（4） 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定により出席停止の指示をしたとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、学校長が特別の事情があると認めたとき。

（授業科目の開設及び履修の時期等）

第 14 条 各授業科目は、学則第 19 条に定める授業科目及び単位数に基づいてこれを開設する。

2 学生は、前項の規定により開設される時期以外の時期にその科目を履修することができない。ただし、学校長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（学科試験）

第 15 条 学科試験は、各授業科目受講最終日（以下、終講という。）に行う。ただし、学校長が必要と認めたときは、終講以外の時期にこれを行うことができる。

（試験の方法）

第 16 条 学科試験は、筆記試験により行う。ただし、筆記試験により難しいときは、実技、面接、論文その他の試験の方法をもってこれに代えることができる。

（受験資格）

第 17 条 授業科目の欠課の合計時間数が当該単位修得時間数の 3 分の 1 を超える者は、その科目の学科試験を受けることができない。

（追試験）

第 18 条 病気その他やむを得ない理由により、学科試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、原則として追試験実施日の前日までに、追試験願に医師の診断書その他理由を証する書類を添え学校長に提出し、

その承認を得なければならない。

(再試験)

第 19 条 学科試験（追試験を含む。）が不合格となった者又は学科試験（追試験を含む。）を受けていない者のうち学校長が認めたものは、再試験を受けることができる。

2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、原則として再試験実施日の前日までに、再試験願に再試験料を添え学校長に提出しなければならない。

(筆記試験時の入場)

第 20 条 受験者は、試験開始後 15 分を経過したときは、試験場に入場できない。

(試験における不正行為)

21 条 試験において不正行為のあったときは、その科目について不合格とし、学則第 27 条の規定を適用する。

(追実習)

第 22 条 病気その他やむを得ない理由により、臨地実習時間の 3 分の 1 を超えて欠席した者は、追実習を受けることができる。

2 前項の規定により追実習を受けようとする者は、学校長が指定する期日までに、追実習願に医師の診断書その他やむを得ない理由を証する書類を添えて学校長に提出し、その承認を受けなければならない。

(再実習)

第 22 条の 2 臨地実習（追実習を含む。）が不合格となった者又は臨地実習（追実習を含む。）を受けていない者のうち学校長が認めたものは、1 科目についてのみ再実習を受けることができる。

2 前項の規定により再実習を受けようとする者は、学校長が指定する期日までに、再実習願に再実習実費費用相当額として別に学校長が定める額を添えて学校長に提出しなければならない。

(追実習及び再実習の取扱い)

第 22 条の 3 追実習及び再実習の取扱いは、別に学校長が定める。

(懲戒)

第 23 条 学則第 27 条の規定により学校長が行う懲戒処分は、運営会議の審議を経た上書面を当該学生に交付して行なわなければならない。

(授業料の納入)

第 24 条 学則第 28 条に規定する授業料の納期は、次の各号に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1 期分（4 月から 9 月までの分） 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

(2) 2 期分（10 月から翌年 3 月までの分） 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

2 授業料の納入方法は、納付書によるものとする。

3 授業料の納期限が、銀行の休業日の場合は銀行の翌営業日までとする。

第 4 章 既修得単位の認定

(既修得単位の認定)

第 25 条 学則第 22 条第 4 項の規定により既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に定める書類を学校長が定める期日までに提出しなければならない。ただし、第 3 号に定める書類については、やむを得ない事情がある場合は省略することができる。

- (1) 既修得単位認定願
- (2) 既修得単位の成績証明書
- (3) 既修得単位の内容を証するもの（講義概要等）

2 単位認定の時期は、第一学年の始めとする。

（単位認定の審査）

第26条 既修得単位の認定に係る審査は、成績判定委員会で行う。

2 学校長は、前項の規定による審査結果に基づき、既修得単位の認定を行い、認定結果を申請者に通知するものとする。

3 学校長は、単位認定した授業科目の評価を「認定」とし、学籍簿に記載する。

（既修得科目の聴講）

第27条 既修得単位の認定を受けた者は、既修得科目（実習を除く。）の聴講を希望するときは、学校長の許可を受けなければならない。

第5章 成績の評価

（成績の評価）

第28条 学科試験及び臨地実習の得点は、各授業科目につき100点を満点とし評価する。

2 学則第23条の規定による学科試験及び臨地実習の4段階評価は、次のとおりとする。

得点	評価	合否
80～100点	A	合格
70～79点	B	
60～69点	C	
59点以下	D	不合格

3 臨地実習の採点は、出席時間数、実習内容、実習態度、レポート等により総合的に行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、追試験の成績は、採点の80%を得点（この得点に1点に満たない端数があるときは、小数点第1位を四捨五入した得点）とする。

5 第2項の規定にかかわらず、再試験及び再実習の評価は、次のとおりとする。

得点	評価	合否
60～100点	C	合格
59点以下	D	不合格

6 単位の認定審査は、成績判定委員会で行う。

7 学校長は、前項の規定による審査結果に基づき、単位の認定を行う。

8 学校長は、認定した授業科目の評価を学籍簿に記載する。

第6章 健康管理

（校医）

第29条 学校長は、学校に校医を置き学生の健康管理に努める。

（健康診断）

第30条 学校長は、学生の定期健康診断を、年1回学年前期に実施する。

2 定期健康診断の内容は、学校長及び校医が別に定める。

3 学校長は、実習等のため必要があると認めるときは、必要な内容について臨時に健康診断を実施する。

4 健康診断の結果は、学校で保管する。

(診察)

第31条 学校長又は校医は、学生の健康状態に異常があると認めるときは、診察を受けるよう指導するなどの必要な措置を講じるものとする。

2 治療に要する費用は、学生の負担とする。

(保健室)

第32条 学校長は、学生が発病したときには、学校内の保健室に保護し、必要な応急措置を講じるものとする。

第7章 防災管理

(防災マニュアル)

第33条 学校長は、宝塚市地域防災計画に従い、災害の種別や程度、発生時刻に対応した学校の防災マニュアルを別に定める。

(防火管理者)

第34条 学校長は、学校における防火管理意識を高揚することにより火災を予防するとともに、火災その他の災害から人的、物的被害を軽減するため防火管理者を置く。

2 防火管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 消防計画の作成

(2) 消防計画に基づく消防訓練の実施

(3) 消防用設備、避難設備の維持管理

(4) 前3号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

(消防計画)

第35条 防火管理者は、消防計画を策定し、学校の教職員及び学生に周知するものとする。

(火元責任者)

第36条 防火管理者は、各室に火元責任者を置き、火気による災害防止に努めるものとする。

(消防訓練)

第37条 防火管理者は、年1回以上消防計画に基づく消防訓練を実施するものとする。

第8章 会議等

(会議等)

第38条 学校の円滑な運営のため運営会議のほか、教務会議、講師会議及び臨床指導者会議を設置する。

(教務会議)

第39条 教務会議は、学校長、教務主任、実習調整者及び専任教員で構成し、授業の教授内容、教材研究、その他必要な事項について審議する。

- 2 教務会議は、学校長が主宰し、会議の議長となる。
- 3 教務会議は定例会を原則として毎月第1及び第3水曜日に、臨時会は学校長が必要があると認めるとき、開催する。

(講師会議)

第40条 講師会議は、学校長、教務主任、実習調整者、専任教員及び講師で構成し、講義の教授内容その他必要な事項について審議する。

- 2 講師会議は、学校長が主宰し、会議の議長となる。
- 3 講師会議は毎年4月に開催することを原則とし、臨時会を随時開催する。

(臨床指導者会議)

第41条 臨床指導者会議は、教務主任、実習調整者、専任教員、実習病院の看護部長、看護副部長、教育担当看護師長及び実習指導者で構成し、実習内容その他必要な事項について協議する。

- 2 臨床指導者会議は、教務主任が主宰し、会議の議長となる。
- 3 臨床指導者会議は毎年4月に開催することを原則とし、臨時会は随時開催する。

(様式)

第42条 この細則に規定する学生証等の様式は、学校長が別に定める。

(補則)

第43条 この細則に定めるもののほか、学校の管理運営について必要な事項は学校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- (宝塚市立看護専門学校入学試験実施規程等の廃止)

- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 宝塚市立看護専門学校入学試験実施規程
 - (2) 宝塚市立看護専門学校履修規程
 - (3) 宝塚市立看護専門学校既修得単位の認定取扱規程
 - (4) 宝塚市立看護専門学校在籍者聴講規程
 - (5) 宝塚市立看護専門学校健康管理規程
 - (6) 宝塚市立看護専門学校防火管理規程

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年10月4日から施行し、改正後の宝塚市立看護専門学校細則第22条から第22条の3までの規定は、同年4月1日以後に実施する臨地実習について適用する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年1月17日から施行する。